11月22日、嘉悦大学の松田直樹先生から、「米国の経済的実質主義の立法化を巡る議論」をお話しいただきました。発言内容の概要は以下の通りです。(資料別添)

米国では、2010年、Health Care and Education Reconciliation Act が成立したことを受けて、租税回避行為等を包括的に否認できる判例法上の手段としての経済的実質主義が立法化されている(IRC§7701(o))。

かねてより、経済的実質主義を立法化することに対しては、納税者側から、納税者の負担がかさみ誠実な商取引が阻害されるおそれがあること、租税回避に対しては、開示制度の強化によることが効果的であること、高い税率のペナルティーを課するのは問題があること、といった批判などが寄せられていた。また、課税当局側からも、適用に際しての柔軟性を奪う可能性があること、税務執行が複雑化すること、税務当局の調査が遅延・長期化する危険があることとの批判などもあった。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。